

第 1 2 9 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書が存在しないことを理由として行った非公開決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成22年 6月24日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次に掲げる行政文書の公開請求を行った。

(1) 天白区〇〇 申請者〇〇平成21年〇月〇日21指令住開指第〇号開発許可地より天白川までの下流施設流下能力検討書面等一式（以下「本件公開請求①」という。）

(2) 平成12年 9月の東海豪雨により浸水した、名東区牧の原地区、天白大坪八事東、植田南、平針北、原、天白、山根、野並、各地区、南区、北東地天白川流域全てにおける浸水に関する資料一式（以下「本件公開請求②」という。）

(3) 天白川支流各河川の下流施設流下能力計算書、流域面積の判明する書面一式（以下「本件公開請求③」という。）

(4) 天白川支流各河川の天白川排水間（ロ）と東海豪雨時との溢水関係の判明する書面一式（以下「本件公開請求④」という。）

2 同年 7月 7日、実施機関は、本件公開請求①から本件公開請求③までの公開請求に対して、次のとおり文書を特定し、公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

	特定した行政文書
本件公開請求①	・名古屋市島田東部土地区画整理事業 排水計画書（その 2）（その 3） ・総合排水計画見直しに伴う調査設計（その 2）（扇川流域）報告書
本件公開請求②	・平成12年度水害統計調査（一般資産水害統計調査調査

	票) ・平成12年度水害統計調査（地下空間一般資産水害統計調査調査票） ・平成12年度水害統計調査（愛知県名古屋市水害区域図）
本件公開請求③	・総合排水計画見直しに伴う調査設計委託（その 7）大根川（大根池）水理計算書 ・総合排水計画見直しに伴う調査設計委託（その 7）忠兵衛川（細口池）水理計算書

3 同年 7月 7日、実施機関は、本件公開請求④に対して、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

4 同月 9日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び口頭による意見の陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成12年 9月の水害区域図が存在し、当該図では水害統計調査が各々詳細になされており、内水量、有堤溢水量はほぼ把握されているはずである。

(2) 地蔵川为天白川への排水口の流下能力 $19.562\text{m}^3/\text{秒}$ 为天白川の水位上昇に伴い、どのように低下するか資料が存在しないはずがなく、仮に存在しないのであれば名古屋市の重大な不作為となるので至急作成し、公開する義務がある。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 平成12年 9月の水害区域図は、浸水被害を被った住宅等の水害調査結果を基に浸水範囲を推定して作成したものであり、「内水量、有堤溢水量」が不

明でも作成可能な図面である。東海豪雨は名古屋市の治水施設の整備水準を上回る豪雨であったため、堤内地（市街地側）における浸水や、堤防からの溢水が発生したのであるが、職員がこれらの水量を計測する時間の余裕はなかったため、観測値及び文書は存在しない。

2 東海豪雨時の天白川と地蔵川の合流点における天白川の水位は、愛知県所管の河川であり、本市に文書は存在しない。この時、地蔵川の門扉が閉塞したか否かは不明であり、推定される天白川の豪雨時の水位と、近辺の宅地や道路の高さとはある程度の高低差があり、この高低差による水圧によって地蔵川の洪水の相当量は天白川へ排水されたと考えられる。

3 流域面積や洪水到達時間が大きく異なる地蔵川と天白川では洪水のピークが到達する時間に大きな差があり、天白川のピークが発生する時刻には地蔵川のピークは過ぎていると考えるのが一般的で、放流先河川の水位と門扉の開閉についての解析を行わないことは同種、同規模の河川についても同様であり、このことが本市の不作為行為であるとはいえない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、天白川支流各河川の天白川排水間（ロ）と東海豪雨時との溢水関係の判明する書面一式である。

(2) 東海豪雨時に天白川支流各河川の天白川排水間（ロ）において、職員が溢水について観測し、記録した文書は、時間的な余裕がなかったことから存在しないと認められる。

また、天白川支流各河川の天白川排水間（ロ）にゲートが設けられている箇所についても、設置されたゲートは天白川及び支流各河川の水位差による水圧によって自動的に開閉するものであって、ゲートを通過した水量などの情報を自動で取得する設備もないことから、東海豪雨時の各ゲートにおける溢水についての記録は存在しないと認められる。

(3) なお、異議申立人が当審査会に提出した水害区域図は、浸水被害を被っ

た住宅等の水害調査結果を基に浸水範囲を推定して作成されたものである。
よって、水害区域図は、天白川支流各河川の天白川排水間（ロ）に関する
情報に基づいて作成されたものではない。

(4) したがって、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないと認め
られる。

4 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成22年 7月15日	諮問書の受理
7月20日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月20日	実施機関の弁明意見書を受理
8月23日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述申出書を提出するよう通知
平成23年 2月18日	異議申立人の意見陳述申出書を受理
3月 1日 (第123回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
5月11日 (第125回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8月10日 (第128回審査会)	調査審議
10月12日 (第130回審査会)	調査審議
2月24日	答申